



発行 新潟県
第 83 号
 令和5年10月27日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1125 家畜伝染病の発生届（畜産課）
- 1126 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 1127 道路の区域変更（道路管理課）
- 1128 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会規則

- 12 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）



◎新潟県告示第1125号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和5年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 発生伝染病の種類
ヨーネ病
- 2 家畜の種類
牛
- 3 患畜、疑似患畜の別
患畜
- 4 頭数（羽数）
1頭
- 5 発生場所
上越市
- 6 発生年月日
令和5年10月17日

◎新潟県告示第1126号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年8月新潟県告示第913号）の一部を令和5年10月17日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年10月27日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付

した部分のように改める。

改正後		改正前	
1	くろまぐろ(小型魚)	1	くろまぐろ(小型魚)
	知事管理区分 新潟県くろまぐろ (小型魚)漁業		知事管理区分 新潟県くろまぐろ (小型魚)漁業
	知事管理漁獲可能量 123.056トン		知事管理漁獲可能量 111.056トン
2	くろまぐろ(大型魚)	2	くろまぐろ(大型魚)
	知事管理区分 新潟県くろまぐろ (大型魚)漁業		知事管理区分 新潟県くろまぐろ (大型魚)漁業
	知事管理漁獲可能量 69.128トン		知事管理漁獲可能量 81.128トン
3~4	(略)	3~4	(略)

◎新潟県告示第1127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年10月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 咲花温泉線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
五泉市馬下字葎ヶ沢1826番9から	新	13.5~35.9メートル	162.7メートル
同市馬下字葎ヶ沢1813番34まで	旧	13.5~23.1メートル	162.7メートル

◎新潟県告示第1128号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年10月27日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和5年10月6日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
燕市水道町四丁目239番の内、240番の内	5.00	50.00

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年10月27日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

A重油1種1号 20,000リットル 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及びA重油納入仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年11月30日まで

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院構内地下タンク(No. 1及び2)

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に記載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書、入札参加申請書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加申請書の提出期限

令和5年11月2日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年11月8日(水)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月27日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
見附警察署	新町交番	見附市本町2丁目	見附市のうち石地町、内町、片桐町、学校町1・2丁目、小栗山町、指出町、島切窪町、下鳥町、庄川新田町、庄川平町、庄川町、昭和町1丁目、新町1・2丁目、新町3丁目（5・6・12番を除く。）、戸代新田町、新潟西町、新潟東町、新潟町、細越1・2丁目、本所1・2丁目、本所町、本町、本町1・2・3・4丁目、美里町、嶺崎1丁目、元町1・2丁目、柳橋町の一部（312番地1から330番地）、山崎興野町	見附警察署	新町交番	見附市新町1丁目	見附市のうち本町1・2・3・4丁目、学校町1・2丁目、新町1・2・3丁目、南本町1・2・3丁目、葛巻1・2・3丁目、嶺崎町、嶺崎1・2丁目、細越1・2丁目、仁嘉町
	名木野駐在所	見附市双葉町	見附市のうち名木野町、椿澤町、田井町、山崎町、耳取町、鳥屋脇町、熱田町、下新町、池之内町、双葉町、緑町、月見台1・2丁目、南本町1・2・3丁目、嶺崎2丁目、明晶町		名木野駐在所	見附市双葉町	見附市のうち名木野町、椿澤町、田井町、山崎町、耳取町、鳥屋脇町、熱田町、 <u>漆山町</u> 、下新町、 <u>鹿熊町</u> 、池之内町、双葉町、緑町、 <u>月見台1丁目</u>
				新潟駐在所		見附市新潟町	見附市のうち新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、戸代新田町、内町（通称元町

						の一部)、本町(通称元町の一部)、元町1・2丁目、新潟西町、新潟東町、美里町
太田駐在所	見附市 神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、杉澤町		太田駐在所	見附市 神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、 <u>石地町</u> 、 <u>杉澤町</u> 、 <u>庄川町</u> 、 <u>庄川新田町</u> 、 <u>島切窪町</u> 、 <u>山崎興野町</u> 、 <u>明晶町</u> 、 <u>月見台2丁目</u> 、 <u>庄川平町</u>
今町交番	見附市 今町1丁目	見附市のうち青木町、市野坪町、今町1・2・3・4・5・6・7・8丁目、加坪川町、上新田町、北野町、葛巻町、坂井町、三林町、芝野町、下関町、釈迦塚町、 <u>昭和町2丁目</u> 、 <u>新幸町</u> 、 <u>反田町</u> 、 <u>田之尻町</u> 、 <u>速水町</u> 、 <u>福島町</u> 、 <u>傍所町</u> 、 <u>山吉町</u> 、 <u>今町</u> 、 <u>坂井町1丁目</u> 、 <u>葛巻西町</u> 、 <u>葛巻東町</u> 、 <u>葛巻南町</u> 、 <u>西今町</u> 、 <u>東今町</u> 、 <u>漆山町</u> 、 <u>鹿熊町</u> 、 <u>葛巻1・2・3丁目</u> 、 <u>新町3丁目</u> の一部(5・6・12番)、 <u>仁嘉町</u> 、 <u>柳橋町</u> (312番地1から330番地を除く。)		今町交番	見附市 今町1丁目	見附市のうち青木町、市野坪町、今町1・2・3・4・5・6・7・8丁目、加坪川町、上新田町、北野町、葛巻町、坂井町、三林町、芝野町、下関町、釈迦塚町、 <u>昭和町1・2丁目</u> 、 <u>新幸町</u> 、 <u>反田町</u> 、 <u>田之尻町</u> 、 <u>速水町</u> 、 <u>福島町</u> 、 <u>傍所町</u> 、 <u>本所1・2丁目</u> 、 <u>本所町</u> 、 <u>柳橋町</u> 、 <u>山吉町</u> 、 <u>今町</u> 、 <u>坂井町1丁目</u> 、 <u>葛巻西町</u> 、 <u>葛巻東町</u> 、 <u>葛巻南町</u> 、 <u>西今町</u> 、 <u>東今町</u>
	(略)				(略)	
	(略)				(略)	

附 則

この規則は、令和5年11月22日から施行する。